

「気落ちせず絶えず祈り続けなさい」

（ルカによる福音書18：1～8、申命記1：16～18）

今朝は、ルカによる福音書18章1節から8節までの、私たちが目下礼拝で用いている新共同訳聖書では、『やもめと裁判官』のたとえ」と言う、小見出しがついている箇所が説教のテキストになります。この箇所は、「イエスは、気を落とさずに絶えず祈らなければならないことを教えるために、弟子たちにたとえを話された」と、そう書き出されていて、先ず、何故主イエスが、ここで、このような譬え話をされたのか、その意図、目的が明確に述べられています。ここに出て来る裁判官は、まともな裁判官ではありません。正真正銘の不正な裁判官です。だから、この箇所の小見出しを、実際に合うように表現しようとすれば、「やもめと不正な裁判官」とすべきでした。

ところで、「不正」と聞けば、直ちに思い出されるのは、私たちがルカによる福音書16章1節以下で学んできた、『不正な管理人』のたとえ」に出て来た、あの「管理人」のことです。彼も、主人の債務者に、証文を勝手に書き替えさせて、首になった時、自分を迎え入れてくれる友人を作ろうと、主人には、多大の損失をもたらす怪しからんことをやった、正に、「不正な管理人」でした。ところが、主イエスは、その不正な管理人の、「抜け目のないやり方」を褒め、その賢さに倣え、と、弟子たちに教えられたのです。今日の箇所にも、不正な裁判官が出て来ます。とは言っても、主イエスは、弟子たちに、彼に倣え、と言われたわけではありません。彼をトコトン追い詰め、遂に、ギャフンと言わせた、あのやもめに倣え、と教えられたのですが、しかし、彼女の相手に不正な裁判官を登場させられるとは、どこか主イエスのユーモア感覚と言おうか、ウイットを感じさせる、話の組み立てではないでしょうか。後で学びますが、やもめが、どこまで不正な裁判官を追い詰めたのか、その結果、彼はどんな目に遭ったのか、それが分かると、主イエスのユーモア感覚が、どれほど豊かで、並外れたものであったか、いよいよ明らかになることでしょう。聖書には、「イエスは涙を流された」と言うことは、ヨハネによる福音書11章35節に、明記されていますが、「主イエスは笑われた」とは、聖書のどこにも記録されていません。しかし、主イエスがなされた譬え話を讀むと、どんなに主イエスが、機知に富み、ユーモアに溢れ、人々の笑いを誘ったか、十分に推測がつかます。さしずめ、今日の箇所は、その代表的なものの一つ、と、そう言ってよいのではないのでしょうか。

全体の説明はこれくらいにして、ここからは、一つ一つ節を追って、学びを進めて行くことに致しましょう。先ず、最初の登場人物、不正な裁判官ですが、彼については、「ある町に、神を恐れず人を人とも思わない裁判官がいた」と、そう述べられています。“ある町”とは、エルサレムのような大都市ではなく、地方の小さな田舎町を指し、その裁判所で、彼は、裁判官を務めていたのです。裁判官はどうあるべきか、申命記1章16節以下に、こう記されていました。「同胞の間に立って言い分をよく聞き、同胞間の問題であれ、寄留者との間の問題であれ、正しく裁きなさい。裁判に当たって、偏り見ることがあってはならない。身分の上下を問わず、等しく事情を聞くべきである。人の顔色をうかがってはならない。裁判は神に属することだからである」と。「裁判は神に属すること」とは、分かり易く言えば、裁判官とは、本来、神より権限を託され、神に代わって、正義を守り、社会に正義を実現すべく、誰をも公平に裁くべき者であって、神を畏れてこそできる務めなの

です。それが、神を畏れず、人を人とも思わない、と言うのであれば、もうこれを聞いただけで、まともな裁判の執行や判決など、最初から望みようがありません。アメリカの西部劇や日本の時代劇には、よく、そうした悪徳裁判官や、悪代官や悪奉行が登場しますが、話としては面白くても、実際に、裁判所で、こんな人物を相手にしなければならないのだとしたら、もう最初から、ただ絶望感しか湧いてこないのではないのでしょうか。でも、それしか頼る所のない者には、悲しいかな、ほんの微かでも、一縷の望みを抱いて、裁判所に訴え出る以外、他に方法はないのです。そんな人物の代表格として、次に登場するのが、名もない、その町に住む一人のやもめでした。

3節に、こう述べられています。「ところが、その町に一人のやもめがいて、裁判官のところに来ては、『相手を裁いて、わたしを守ってください』と saying いた」と。当時、やもめは、孤児と並んで、社会的弱者の代表格でした。男社会であった、当時のユダヤでは、女性は結婚以外に生きる道はありませんでした。再婚をせず、やもめを続けるとすれば、余程の財産を亡夫が残しておいてくれない限り、貧しさに堪えねばなりません。この譬えのやもめは、或いは、亡夫が残してくれた虎の子の土地を、悪い隣人に、あれこれ難癖をつけられて、今にも、奪われようとしていたのかも知れません。或いは、夫の死後、貧しさを補うため、止む無く借りた借金の片に、息子を売ってでも、返済せよ、等と、無茶苦茶な要求をされていたのかも知れません。兎に角、泣き寝入り、では済まない、絶体絶命のピンチに追い込まれていたのです。とは言え、知り合いには、裁判官に顔の利くような有力者もなく、賄賂を贈ろうにも、その日暮らしでは、そんなお金の余裕はありません。それでも、彼女には、裁判所しか頼る所はないのです。しかも、そこに座っているのは不正な裁判官なのですから、彼が、真面目に裁判を行うとは、とても考えられません。それが分っていても、それでも尚、彼女には、そこしか望みを繋ぎ得る所はないのです。そこで、彼女がとった行動は、スッポンのように、食らいついたら、相手がウンと言うまで、絶対に離さない、と言う、執念、粘り、根性、つまり、執拗さでした。その結果、どうなったか。4節、5節に、こう記されています。

「裁判官は、しばらくの間は取り合おうとしなかった。しかし、その後考えた。『自分は神など畏れないし、人を人とも思わない。しかし、あのやもめは、うるさくてかなわなから、彼女のために裁判をしてやろう。さもないと、ひっきりなしにやって来て、わたしをさんざんな目に遭わすにちがいない』」。やもめは、日参に次ぐ日参、それも、相手にとって都合の良い時間か、都合の悪い時間か、など、全くお構いなしに、ほとんど、裁判所の玄関に貼りつくようにして、立ち続け、裁判官の姿を見掛けようものなら、遠くであろうが、近くであろうが、また、他人と一緒にであろうが、一人であろうが、そんなことなど、一切無視して、飛んで行っては、唯ひとつのことを、繰り返し、繰り返し、訴え続けたのです。時には、ヒステリーを爆発させて、形振（なりふ）り構わず、相手が男性で、裁判官であることなど、忘れたかのように、殴り掛かると言うこともあったと想像されます。と言うのは、この裁判官は、「ひっきりなしにやって来て、わたしをさんざんな目に遭わすにちがいない」と、悲鳴に近い、弱音とも取れる、情けない言葉を吐いているからです。事実、ここで、“さんざんな目に遭わす”と訳されている原語は、“ヒュポーピアゾー”と言うギリシャ語で、その元々の意味は、“ヒュポーピオン”が“目の下”を意味することから、“目の下を打つ”、“さんざんに殴る”、“目の下に痣（あざ）ができる程に殴る”と言うことで、丁度、ボクシングの試合で、互いに激しく打ち合った後の拳闘家の顔のように、目の下には痣ができる、と言うのです。それは単なる比喻ではなく、本当に、このやもめは、咄嗟に、裁判官に襲いかかって、闇雲に、その顔を殴り、事実、裁判官の目の下には、

痣ができたのかも知れません。神を畏れず、人を人とも思わない不正な裁判官が、音を上げるのですから、それくらいのことでも起こらない限り、彼の心は動かなかったのではないのでしょうか。痣の出来た顔では、最早、裁判官の威厳は保てないからです。それにしても、主イエスが、ここに、ヒステリーに駆られたやもめを登場させ、彼女に、目の下に痣ができる程に殴られ、言わば、ノックアウトを食らって、リングの上に、長々と身を横たえるボクサーに、裁判官を擬えるとは、何と言う、ユーモアに富んだ譬えでしょうか。ここは、聖書の中でも、最高に笑える箇所だと、そう言えるのではないのでしょうか。

主イエスは、ここまで『やもめと（不正な）裁判官』のたとえ」を語って来て、こう言われました。6節、7節を御覧下さい。「それから、主は言われた。『この不正な裁判官の言いぐさを聞きなさい。まして神は、昼も夜も叫び求めている選ばれた人たちのために裁きを行わずに、彼らをいつまでもほうっておかれることがあろうか』。譬え話（パラブル）は、寓話（アレゴリー）とは、違うのです。譬えは、全体をもって、ただ一点の真理を浮かび上がらせれば、それでよいのです。出て来る登場人物一人一人が、全部、誰かを象徴しているわけではないのです。だから、不正な裁判官が、神を象徴している訳ではないのです。ここで最も重要な言葉は、“まして”、と言う言葉です。不正な裁判官は、正義に目覚めて、やもめのために正しい裁判を行ったのではないのです。動機は極めて不純です。でも、岩のように、絶対に動かないと思われていた彼の心も、粘り強いやもめの行動に、根負けして、最後は動いたのです。何をしようが、決して動くまいと誰もが考えていた不正な裁判官の心でさえも、遂には、動いたのです。ならば、天の父なる神、私たちが子と見做し、常に、愛と真をもって見守っていてくださる神が、危急存亡の危機にある、選ばれた人たち、即ち、教会を、そのまま放置されわけがないではないか、と言うのが、主イエスが、ここで一番仰りたかったことだったのです。

主イエスは、元々は、『やもめと（不正な）裁判官』のたとえ」を、単純に、「気を落とさずに絶えず祈らなければならないことを教えるために」弟子たちに、語られたのですが、ここに来て、それが、キリストの再臨、それに伴う、最後の審判と結び付けられます。ここには、ルカによる福音書が書かれた紀元1世紀末の、教会が置かれていた厳しい状況が反映している、と考えられます。この時代の教会は、社会的には、やもめほどに弱い存在だったのです。支配国のローマ帝国からも、同胞であるユダヤ人、即ち、ユダヤ教徒からも、激しい迫害を受けていたのです。殉教者も次々に出ていました。訴え出ようにも、訴え出る所自体が、既に、最初から敵対的なのですから、寧ろ、訴え出れば、「飛んで火に入る夏の虫」で、一網打尽に、仲間までも、道連れにせねばならなくなるのです。そこで、彼らは、神に訴える以外になく、「昼も夜も、（父なる神に）叫び求める」ことになったのですが、一向に事態が変わらぬことに、祈ることへの熱意を失い、やがて、疲れ果て、信仰から離れて行く者たちも、ドンドン現れ始めたのでしょう。そんな教会の危機的状況を目の当たりにして、ルカは、主イエスの言葉をもって教会を励ますべく、ここに、『やもめと（不正な）裁判官』のたとえ」を持ってきたものと考えられるのです。そして、これに、主イエスの、更なる励ましの言葉を加えたのです。8節です。

「言うておくが、神は速やかに裁いてくださる。しかし、人の子が来るとき、果たして地上に信仰を見いだすだろうか」。確かに、迫害は何時までも続いたわけではありません。やがて、ローマ帝国は、キリスト教を公認し、最後には、国教にさえしたのです。そして、ローマ帝国は遠の昔に滅びましたが、キリスト教は生き延び、何と、今や、極東の日本の国にまで及んでいるのです。昔、日本でも激しいキリシタン迫害が起こりました。でも、今日では、日本国憲法で、思想信教の自由が保証され、誰はばかることなく、イエス・キ

リストを信じ、告白することができるのです。これを、「速やか」と言えるのかどうか、人によって感じ方は色々あるかと思いますが、人類の歴史から見れば、否、神の世界支配から見れば、やはり、「速やか」と言えるのではないのでしょうか。

最後に主イエスは、「しかし、人の子が来るとき、果たして地上に信仰を見いだすだろうか」と言われました。が、ここに出て来る“信仰”と言う言葉には、実は、原語では定冠詞がついているのです。これを敢えて日本語に訳すとすれば、「その信仰」と言うことになります。では、「その信仰」とは、一体何を指すのでしょうか。普通、“正統な信仰”を指す、と解釈されるのですが、その正統な信仰とされる使徒信条では、キリストに関する項の最後は、「そこから来て、生きている者と死んでいる者とを審かれます」と言う言葉をもって結ばれます。つまり、キリストの再臨、及び、最後の審判の信仰が、明確に告白されているのです。ですから、漠然と、ただ正統な信仰を指す、と言うのではなく、特に、ここでは、キリストの再臨とそれに続く最後の審判の信仰を指す、と捉えるのが、この場には、一番相応しいのではないのでしょうか。

でも、主イエスは、人の子が来るとき、即ち、キリスト再臨の時、果たして、地上にその信仰を見出せるだろうか、と案じておられます。御自身が、待ち望まれ、喜びをもって迎えられ、直ちに、喜びの宴が開けることを切望しておられるのです。私たちは、主の祈りでは、「御国を来たませたまえ」と繰り返し祈り、日本キリスト教会信仰の告白に於いては、「終わりの日に備えつつ、主が来られるのを待ち望みます」と、繰り返し告白し、聖餐式に与る際には、讃美歌21の81番で、繰り返し「マラナ・タ、マラナ・タ、主のみ国がきますように」と歌います。マラナ・タとは、アラム語で、「主よ、来てください」と言う意味の言葉です。と言うような訳で、私たちは、折に触れ、繰り返し、キリストの再臨と最後の審判を、祈り、告白し、歌っているのです。後は、これを上の空で唱えるのではなく、これに内実をもたせることです。

泥縄ではなく、何時その時が来ようと、少しも慌てず、静かに、そして、喜んで、主イエスをお迎えできるよう、日々、主イエスと共に歩み、日毎に、主イエスとの交わりを深めて行く、そうした信仰生活を、お互い確立致したいものだと思います。

(三輪恭嗣)